

認可外保育施設に係る市町村への権限移譲について

提案概要

- ・認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること。

基本的な考え方

- 認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼす可能性もあり、適当ではない。
- 地方自治法(平成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。

保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止について

提案概要

- ・保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。

基本的な考え方

- 保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めるととされているものである。
- なお、認定こども園法第5条第3項において、都道府県知事は、保育の需要の状況に照らし、保育所型認定こども園において保育を必要としない満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより、保育を必要とする子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除いて、認定の有効期間を更新しなければならぬことが規定されている。

保育所に配置する職員数や居室面積【総論】

提案概要

- ・保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和（詳細な考え方はP4参照。）
- ・保育所（認定こども園を含む。）における給食の外部搬入の拡大（詳細な考え方はP5参照。）
- ・保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務づけ・枠付けの見直し

基本的な考え方

- 国としては、子どもの健康や安全、発達に直接影響する事項については、国が最低限の基準を定める必要があると考えており、保育所に配置する職員や居室面積の基準については「従うべき基準」としている。
 - 義務づけ・枠付けについては、既に議論が行われ、配置する職員の員数に関する基準や居室の面積に関する基準等については、「従うべき基準」とするという結論が出ており（「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定））、その後の特段の事情変更は認められないと考えている。
- (※) 例えば、屋外遊戯場の設置、耐火上の基準については「参酌すべき基準」としている。

※地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）（抄）

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（45条2項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市、中核市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。）及び児童相談所設置市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

地方分権改革（保育所関係）について

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容（平成21年10月7日）

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。

○ 地方分権改革推進計画の内容（平成21年12月15日閣議決定）

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
2. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準
○保育時間 ○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。
3. ただし、居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

→ 地域主権改革推進整備法案（平成22年3月5日閣議決定）を、第174回通常国会に提出。 → 衆議院で継続審議 → 第177回通常国会で成立（平成23年5月2日公布）。

○ 地域主権戦略大綱の内容（平成22年6月22日閣議決定）

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成23年3月11日閣議決定）を、第177回通常国会に提出、成立（平成23年8月30日公布）。

○ 義務付け・枠付けの見直し（平成23年11月29日閣議決定）

保育所の情報提供は、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットの利用、刊行物の発行等のいかなる方法によっても法的義務が充足される。（児童福祉法第24条5項） ※法改正事項ではない